

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長
附・無期限	
平成 16 年 2 月 18 日から 平成 26 年 2 月 17 日まで	

基発第 0218003 号

平成 16 年 2 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

「一般労働条件の確保・改善に係る監督指導の実施要領  
について」の一部改正について

平成 11 年 4 月 16 日付け基発第 250 号「一般労働条件の確保・改善に係る監督指導の実施要領について」(以下「基発第 250 号」という。)については、労働基準法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 104 号)の施行等に伴い、下記のとおり一部を改正することとしたので、了知の上、効果的な実施に遺憾なきを期されたい。

記

基発第 250 号の一部を次のように改正する。

基発第 250 号の記の 1 の(2)中 [ ] を [ ] に改める。

2 の(2)のハを次のように改める。

ハ [ ]

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
2の(2)のハの(イ)のa中 [redacted] を [redacted] に改める。

2の(2)のハの(イ)のbの(a)中 [redacted]  
[redacted]  
[redacted] を [redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted] に改める。

2の(2)のハの(イ)のbの(b)中 [redacted] を [redacted] に改める。

3の(2)のロ中 [redacted]  
[redacted] を [redacted]  
[redacted]  
[redacted] に改める。

3の(2)のロの①中 [redacted]  
[redacted]  
を [redacted] に改める。

3の(2)のロの②中 [redacted] を [redacted]  
[redacted] に改め、なお書を削る。

3の(3)を次のように改める。

### (3) 労働時間管理の適正化

#### イ 着眼点

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(以下「労働時間適正把握基準」という。)の遵守状況について必ず点検確認を行うこと。

[Redacted text]

ロ 労働時間管理の実態の把握

(イ) [Redacted text]

(ロ) [Redacted text]

ハ 指導方法

(イ) [Redacted text]

(ロ) [Redacted text]

[Redacted text block]

(ハ) [Redacted text block]

[Redacted text block]

(ニ) [Redacted text block]

3中(4)及び(5)を削り、3の(6)の口中 [Redacted] を [Redacted] に改め、同項を3の(4)とする。

3の(7)の口中 [Redacted] を [Redacted] に改め、同項を3の(5)とする。

3の(8)のイの(イ)中 [redacted] を [redacted]  
[redacted] に、 [redacted] を [redacted]  
[redacted] に改め、同イの(ロ)中「ついて違反している」を「反している」に改め、同項  
を3の(6)とする。

3中(9)を(7)とする。

3中(10)を(8)とし、(11)を(9)とし、(8)及び(9)を次のとおり改める。

(8) 法第38条の3に係る裁量労働制(以下「専門業務型裁量労働制」という。)の  
適正化

イ 着眼点

(イ) 労使協定が適法になされているか確認すること。

(ロ) [redacted]  
[redacted]

ロ 法定要件を具備しない場合の措置

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]

ハ 健康管理

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]

ニ 割増賃金不払額

法令上は専門業務型裁量労働制の対象にはならない者に係る割増賃金の不  
払額の判断に当たっては、時間外労働手当という名目での支払が行われてい  
ないとしても、実質的に時間外労働手当相当分も含めた各種名目の手当が支  
給されている場合があるので、割増賃金の未払額の確定に当たって留意する  
こと。

(9) 法第 38 条の 4 に係る裁量労働制(以下「企画業務型裁量労働制」という。)の  
適正化

イ 着眼点

(イ) 労使委員会の決議が適法になされているか、及び当該決議が所轄労働基  
準監督署長に届け出られているかを確認すること。

(ロ) [Redacted]

(ハ) [Redacted]

ロ 法定要件を具備しない場合の措置

[Redacted]

ハ 健康管理

[Redacted]

ニ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

ホ [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(イ) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

(ロ) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

へ 割増賃金の不払額

法令上は企画業務型裁量労働制の対象にはならない者に係る割増賃金の不払額の判断に当たっては、時間外労働手当という名目での支払が行われていないとしても、実質的に時間外労働手当相当分も含めた各種名目の手当が支給されている場合があるので、割増賃金の未払額の確定に当たって留意すること。

3中(12)を(10)とし、(13)を(11)とし、(14)を(12)とする。

4中「労働時間関係以外」を「上記以外」に改め、同(3)中「退職事由に係るモデル退職証明書」の下に「及び「モデル解雇理由証明書」」を加え、同(4)に次のなお書を加える。

なお、これに加えて、過重労働による健康障害の防止については上記4によるこ

と。

4を5とし、3の次に次のとおり加える。

#### 4 過重労働による健康障害の防止

時間外労働の実態を必ず確認し、平成14年2月12日付け基発第 0212001 号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」及び平成14年2月12日付け基監発第 0212001 号・基安労発第 0212001 号「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」に基づき、確実に指導を行うこと。

別表として次のとおり加える。

## 企画業務型裁量労働制に対する監督付表

事業場名	事業の所在地	
対象業務		対象労働者数

項 目	根拠条文等	措置の有無	措置が無い場合等の適用条文等
1 労使委員会の設置・運営状況			
労使委員会が設置されているか。(※)	法第38条の4第1項	有 無	法第32条
労使委員会の委員の選出手続が適法に実施されているか。(※)	法第38条の4第2項第1号、 則第24条の2の4第1項	有 無	
議事録の作成、保存、周知が実施されているか。(※)	法第38条の4第2項第2号、 則第24条の2の4第2項及び 第3項	有 無	
運営規程が作成され、かつ労使委員会の同意を得ているか。(※)	法第38条の4第2項第3号、 則第24条の2の4第4項及び 第5項	有 無	
運営規程の内容が指針に沿った形になっているか。	指針第4の3	有 無	指導事項
労使委員会が適当な回数で開かれているか。	2回未満(平成12年3月28日 付け基発第180号)	回	
2 企画業務型裁量労働制の決議に係る状況			
労使委員会の委員の5分の4以上の多数により決議されているか。(※)	法第38条の4第1項	有 無	法第32条
法令に定める事項が決議されているか。(※)	法第38条の4第1項第1～7号、 則第24条の2の3第3項、 指針第3	有 無	
決議された事項が履行されているか。(※)			
対象労働者を対象業務に就かせているか。(※)	法第38条の4第1項第1号及び 第2号	有 無	法第32条
健康・福祉確保措置が適正に実施されているか。	法第38条の4第1項第4号、 指針第3の4	① ② ③ (注)	指導事項
勤務状況の把握を行っているか。	指針第3の4	有 無	
勤務状況の把握はどのような方法で行っているか。			
苦情処理措置が適正に実施されているか。	法第38条の4第1項第5号、 指針第3の5	① ② ③ (注)	指導事項
対象労働者の同意を得ているか。また、不同意者への不利益な扱いはないか。	法第38条の4第1項第6号、 指針第3の6	有 無	
有効期間は切れていないか。(※)	法第38条の4第1項第7号、 則第24条の2の3第3項第1号	有 無	法第32条
労働時間の状況、健康・福祉確保措置の実施、苦情処理措置、当該労働者の同意に関する記録を有効期間満了後3年間保存しているか。	法第38条の4第1項第7号、 則第24条の2の3第3項第2号	有 無	指導事項
決議届が所轄労働基準監督署長に届け出られているか。(※)	法第38条の4第1項	有 無	法第32条
3 定期報告			
定期報告は決議後6か月以内ごとに1回届け出られているか。	法第38条の4第4項、則第24条の2の5、 第66条の2	有 無	法第38条の4第4項

(※) は企画業務型裁量労働制の効力発生要件。

(注) ①実施した ②実施する事例が生じなかった ③実施する事例があるにも関わらず実施しなかった